⑸　特定ＪＶの協定　特定ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶの取扱い

上記７⑴⒜の認定（上記７⑴⒜の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶも上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定ＪＶとしての資格が認定されるためには、上記７⑴⒜の認定を受けていない構成員は、上記７⑴⒜の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、この場合において、上記７⑴⒜の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記７⑴⒜の認定又は上記７⑴⒜の一般競争参加資格がないとの認定（上記７⑴⒜の近畿地方整備局長が別に定める手続きにおける一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。

9　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定ＪＶの名称は、「水海川導水トンネルＩ期工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に特定ＪＶとして参加するためには、開札の時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成28年９月30日

独立行政法人国立病院機構

敦賀医療センター院長　半田　裕二

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　18

○第 08005 号（№08005）

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　導入計画物品及び数量　病院情報システム一式及び保守業務委託

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　平成29年度第４・四半期

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

①　本システムは、独立行政法人国立病院機構敦賀医療センターにおける診療業務及び経営管理業務を総合的に支援するためのもので、電子カルテ・オーダリングシステム、部門システム（医事会計システム、看護支援システム、臨床検査システム、放射線情報システム、内視鏡情報システム、リハビリシステム、栄養管理システム、インシデントレポートシステム等）の全般業務にわたり総合的に管理、参照、運営が行えるシステムであること。

②　本システムは患者基本情報、診療情報、画像情報などを円滑に交換でき、そのために必要な国際的な標準規格に準拠した通信規格、データ形式を提供できること。

③　本システムは業務用データベースとは独立した、患者の臨床データ、情報を長期的総合的に蓄積管理できる機能を有すること。

④　本システムは要求機能を達成するために十分なデータ処理機器、端末、ネットワークを有すること。

⑤　本システムは各部門で使用している医療機器及びシステムに対するインターフェイスを有すること。

⑥　本システムのうち病院業務に不可欠なシステムは24時間、無人にて自動稼働し、安全で要因に運用できること。また、システム障害対策が十分になされていること。

⑦　利用者層に応じたデータのアクセス権が設定できること。また、プライバシーの保護及びセキュリティ対策が充分なされていること。

⑧　本システムは病院経営、診療業務を高度に支援するため、最新の技術に基づくこと。また、操作性及び応答時間は十分実業務に対応できること。さらに各種データの二次利用が可能であること。

2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　平成28年10月31日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒914―0195 福井県敦賀市桜ケ丘町33番１号　独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター企画課長　橘　　哲弘　電話0770―25―1600　内線7555

3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　平成28年９月30日から平成28年10月31日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

4　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

5　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Hospital Information System 1 set and system maintenance commission

⑶　Type of the procurement : Purchase

⑷　Basic requirements of the procurement :

①　This system should totally support the medical care services and business management at National Hospital Organization Tsuruga Medical Center. This system should be able to control and refer to all aspects in following works. Electronic health reord system and ordering system, The Section system (Medical affairs accounting system, Nursing support system, Clinical examination system, Radiology information system, Endscope information system, Rehabilitation system, Nutritional management system, Incident reporting system etc)

②　This system will provide the Communication tools and Data formats under international standard specification, protocols to exchange the patient basic information, the clinical data and the image information smoothly

③　This system would possess functions to manage the long-term and the comprehensive clinical information of the patients independently form the database for business use

④　This system would possess enough data processors, terminal units and networks to attain requirements mentioned this requirement

⑤　The system would have interfaces for the medical equipment and system used in each section of our facility

⑥　The system which would be indispensable for the hospital continuous service must be automated for 24 hours. It can be applied safely and easily. And this system fully must take measures to cope with the system failure

⑦　The access permission of the data corresponding to a user class must be to set up. The protection of the privacy and security countermeasures are sufficient

⑧　This system must be based on the newest technology to support hospital management and medical care task. And the operational environment and quick response ability can cope with our actual medical care, secondary utilization of the data must be possible

⑸　Time-limit for the submission of the requested material : 5 : 00 P.M October 30, 2016

⑹　Contact point for the notice : Tetsuhiro Tachibana, Director, Accounting Division, National Hospital Organization Tsuruga Medical Center, 33―1 Sakuragaoka-cho, Tsuruga-shi, Fukui-ken 914―0195, Japan. TEL 0770―25―1600 ext. 7555